

## 県内飲食店等への営業時間短縮の協力要請及び協力金について

新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給します。

### 1 営業時間短縮の要請内容

#### (1) 対象地域

- ・県内全域（35市町村）

#### (2) 対象業種

接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店（午後8時から午前5時の間の営業店舗） ※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗を対象

接待を伴う飲食店を除く「ストップコロナ！対策認定店」については、営業時間の短縮を要請しますが、引き続き、適切な感染防止対策を徹底することで営業することが出来ます。  
※この場合、協力金の支給対象外となります。

#### (3) 要請内容

- ・令和3年5月8日（土）から同年5月21日（金）（計14日間）
- ・午後8時（酒類の提供は午後7時まで）から午前5時までの営業自粛

### 2 協力金の支給 ※郵送、オンライン（専用サイト）により申し込み（6月上旬を予定）

#### (1) 支給対象者

対象地域内に店舗を有する事業者（「ストップ！コロナ対策認定店」を含む。）であって次の条件に該当する者

- ・県の要請に応じて、対象期間の全期間を通じて営業時間を短縮すること
- ・業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底していること

※やむを得ない事情がある場合には、5月11日（火）までに営業時間短縮を開始していただければ、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。

#### (2) 協力金額

	1日あたり売上高	1日あたり支給額
中小企業	～83,333円	2.5万円
	83,333円～25万円	1日当たり売上高×0.3
	25万円～	7.5万円
大企業 (中小企業も選択可)	—	減収分の4割相当 最大20万円

※申請方法等の詳細は、後日、県ホームページ等でお知らせします。

#### (3) 問い合わせ先（電話対応のみ）

「感染症対策県内企業ワンストップセンター」（産業政策課内）

TEL：027-226-2731（午前8時30分～午後5時15分）